

前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例の改正について（議案第91号）

にぎわい商業課

1 改正の理由

前橋市民交流プラザ等駐車場使用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 前橋市民交流プラザ等駐車場について、使用時間が10時間を超え24時間までの駐車に係る使用料の額は、1,000円とする。
- (2) 市長は、前橋市民交流プラザ等駐車場については、回数駐車券を発行することができるとする規定を加える。

3 施行期日

平成31年1月1日